第19章 事務局



写真2-19-1-1

第1節 事務局の歩み

第1項 事務局の組織の変遷

(1) 法人化前の事務局

本学が創立50周年を迎えた1999年4月当時の事務局には、総務部に総務課、人事課、研究協力課、国際交流課及び企画広報室、経理部に主計課、経理課、情報処理課及び契約室、学生部に教務課、学生課、厚生課、入試課、留学生課及び普遍教育室、施設部に企画課、建築課及び設備課が置かれていた。

(2) 法人化後の事務局

a. 法人化当時の事務局

国立大学が法人化された2004年4月当時の事務局には、企画総務部に総務課、企 画政策課、人事課、研究協力課及び国際課、財務部に財務課、経理課、契約課及び情 報課、学生部に教務課、普遍教育課、学生生活課、学生支援課、入試課及び留学生 課、施設環境部に施設企画課、施設整備課及び施設管理課が置かれていた。

b. 情報部の設置

財務部情報課及び附属図書館事務部を再編し情報部が新設された2006年4月当時の事務局には、企画総務部に総務課、企画政策課、人事課、給与室、研究協力課、産 学連携課、国際課及び基金準備室、財務部に財務課、経理課及び契約課、学生部に教 務課、普遍教育課、学生生活課、学生支援課、入試課及び留学生課、施設環境部に施 設企画課、施設整備課及び施設管理課、情報部に情報企画課、情報システム基盤室、 学術情報課及び情報サービス課が置かれていた。

c. 学術国際部の設置

企画総務部に置かれていた研究協力課、産学連携課及び国際課を分離して学術国際部が新設された2007年4月当時の事務局には、企画総務部に総務課、企画政策課、人事課、職員課及び基金室、財務部に財務課、経理課及び契約課、学術国際部に研究協力課、産学連携課及び国際課、学生部に教務課、普遍教育課、学生支援課、就職支援課、入試課及び留学生課、施設環境部に施設企画課、施設整備課及び施設管理課、情報部に情報企画課、学術情報課及び情報サービス課が置かれていた。

d. 情報部の改組と学生部の名称変更

情報部が学術国際部情報企画課及び附属図書館事務部に改組された2012年4月当時の事務局には、企画総務部に総務課、企画政策課、人事課、職員課、渉外企画課及び学長企画室、財務部に財務課、経理課及び契約課、学術国際部に研究推進課、産学連携課、国際企画課及び情報企画課、学生部に教務課、学生支援課、就職支援課、入試課及び留学生課、施設環境部に施設企画課、施設環境課、設備環境課及び亥鼻分室が置かれていた。翌年4月、学生部は学務部に名称変更されるとともに、教育企画課が新設された。

e. 学術国際部の名称変更

学術国際部国際企画課の学務部への移管に伴い、学術国際部が研究推進部に名称変更された2017年4月当時の事務局には、企画総務部に総務課、企画政策課、人事課、職員課及び渉外企画課、財務部に財務課、経理課及び契約課、研究推進部に研究推進課、産学連携課及び情報企画課、学務部に教育企画課、学生支援課、就職支援課、入試課、留学生課、国際企画課及びスーパーグローバル大学事業推進事務室、施設環境部に施設企画課、建築環境課、設備環境課及び亥鼻分室が置かれていた。

(3) 現在の事務局

2022年4月に企画総務部の再編により総務部と企画部が新設され、同年11月に財務部契約課の西千葉地区事務部財務課への再編が行われ、2024年3月現在の事務局には、総務部に総務課、人事課、労務課及び情報企画課、企画部に企画政策課及び渉外企画課、財務部に財務企画課及び経理課、研究推進部に研究推進課及び産学連携課、学務部に教育企画課、学生支援課、就職支援課、入試課、国際企画課及び留学生課、施設環境部に施設企画課、建築環境課、設備環境課及び亥鼻施設課が置かれている。

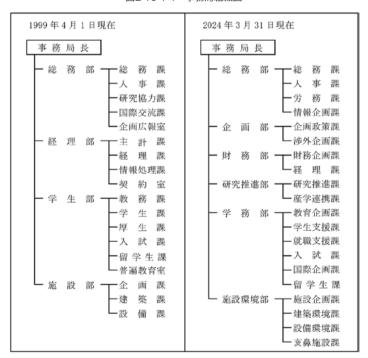


図2-19-1-1 事務局組織図

第2項 諸規程の変遷

(1) 制定手続きの変遷

従来、本学の諸規程のうち、規則、学則、教員の人事に関するもの、学生の身分の得喪変更に関するもの、その他教育研究及び管理運営に関するもののうち重要なものを改正する場合については、原則として評議会の議を経ることとされていたが、2004年4月の国立大学の法人化によって役員会、経営協議会及び教育研究評議会が設置されたことに伴い、上記の規程については原則として役員会の議を経ることとされ、さらに、そのうち経営に係る重要なものは経営協議会の、教育研究に係る重要なものは教育研究評議会の審議を経るものとされた。

(2) 主要規程の変遷

法人化に伴って、学内の全規程が新たに制定し直された。以降の主要規程の変遷を 内容別にたどってみると、まず、管理運営関係では、役員会規程及び経営協議会規程 については制定以来ほとんど改正されていない。教育研究評議会規程については、組 織の変更に伴い評議員の構成を変更する改正がほぼ毎年行われている。

学事関係では、学則については、組織及び学生定員の変更に伴う改正がほぼ毎年あったほか、主なものとしては、2005年には、高等学校卒業程度認定試験の実施に伴う改正が、2008年には、大学設置基準の改正による単位数の計算基準の明確化、成績評価基準等の明示に伴う改正、経済的理由以外に先進科学プログラム対象学生の入学料及び授業料を免除する改正が、2012年には、共同研究講座・共同研究部門制度を設置する改正が、2016年には、ターム制導入に伴う改正が、2017年には、段階評価に適さない授業科目に係る考査の成績判定について評語を使用せず合格又は不合格とすることに伴う改正、学生の身分を有する期間に卒業要件を欠くことが判明した場合の卒業の認定の取消しを規定することに伴う改正、学校教育法に規定する特別の課程を編成することに伴う改正が、2018年には、学長が休学を命じた場合の休学期間の取扱いを定める改正が、2019年には、専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴う改正、風水害等の災害による検定料、入学料、授業料及び寄宿料の返付について認める場合があることを規定する改正が、2020年には、授業料免除制度の変更に伴う改正が行われた。

大学院学則については、組織及び学生定員の変更に伴う改正がほぼ毎年あったほか、主なものとしては、2007年には、大学院設置基準の改正による大学院の教育研究上の目的、教育課程の編成方針、単位数の計算基準の明確化、修士課程の修了要件の見直し等に伴う改正、学校教育法の改正による准教授、助教の新設に伴う改正が、2010年には、専門職学位課程に係る教育課程の編成方針、授業の方法、授業科目の履修及び教員組織等に関する条項を整備する改正が、2013年には、「博士課程教育リーディングプログラム」採択による改正が、2014年には、博士論文研究基礎力審査の導入に伴う改正が、2017年には、学生の身分を有する期間の明確化に伴う改正、学生の身分を有する期間に課程修了要件を欠くことが判明した場合の課程修了の認定の取消しを規定することに伴う改正が、2018年には、大学院共通教育科目の導入に伴う改正が、2019年には、専門職大学の制度化に伴う改正、大学院先進科学プログラムの導入に伴う所要の改正が、2020年には、「卓越大学院プログラム」の採択に伴う所要の改正が、2021年には、大学院設置基準の改正による他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化、入学前の既修得単位数等を勘案した在学期間の短縮に伴う改正が、それぞれ行われている。

人事関係では、就業規則について、2006年には、定年退職後の再雇用制を設ける改正が、2008年には、一定期間継続勤務した教員を対象にサバティカル研修制度を設ける改正が、2009年には、勤務時間及び休憩時間を変更する改正、育児短時間勤務制度の導入に伴う改正が、2010年には、1か月単位の変形労働時間制の導入及び介護休暇の新設に伴う改正が、2014年には、年俸制給与制度及び年俸制適用職員の業績評価制度の導入に伴う改正、早期退職制度の導入に伴う改正が、2015年には、クロスアポイントメント制度の導入に伴う改正が、2018年には、無期転換特定雇用職員就業規則、無期転換非常勤職員就業規則、無期転換非常勤医師就業規則の制定に伴う改正が、2020年には、人事給与マネジメント改革に伴う新年俸制制度及び全学共通の評価制度の導入に伴う改正が、2021年には在宅勤務制度の創設に伴う改正が、2022年には論旨解雇の導入に伴う改正が、それぞれ行われている。

第3項 諸行事等

千葉大学発足以来、諸行事・催し物は、さまざまな形で、数多く挙行されてきているが、ここでは、全学的に挙行された主なものについて述べることとする。

開学式

1949年5月31日国立学校設置法施行に伴い千葉大学が発足し、同年11月5日に千葉大学開学式が当時の医学部本館講堂において挙行された。

入学式

第1回入学式は、1949年7月20日に当時の医学部本館講堂において挙行された。 その後、毎年4月に全学統一による入学式が行われてきたが、1970年の入学式は、 いわゆる大学紛争により会場の確保ができず、各学部、工業短期大学部、養護教諭養 成所ごとに行われ、この形式は1977年まで続いた。

1978年に至り、すでに平穏な学内状況となっていることや、学内外における全学統一による入学式挙行の強い要望もあったことから、4月8日に千葉公園体育館において、再び全学統一による入学式が行われた。以後、毎年4月8日(土曜日のときは前日、日曜日のときは翌日)に行われるようになった。

1991年から、式場を千葉ポートアリーナに移している。

2011年は東日本大震災の影響のため、中止となった。

2016年から、原則として4月5日に入学式を行うこととし、また、この年から学部と大学院の入学式を同日同会場で時間を分けて行うこととした。初年は千葉ポートアリーナにおいて午前中に大学院入学式、午後に学部入学式が挙行された。

2020年はCOVID-19の感染拡大防止のため、中止となった。

た 業 卒

第1回卒業式は、1953年3月18日に当時の医学部本館講堂において挙行された。 その後、毎年3月に全学統一による卒業式が行われてきたが、1970年からは、いわゆる大学紛争のため各学部等で行われ、これは1973年まで続いた。

1974年に至り、すでに平穏な学内状況となっていることや、学内外における全学統一による卒業式挙行の気運が高まったことから、3月23日に千葉公園体育館において再び全学統一による卒業式が挙行された。以後、毎年3月23日(土曜日のときは前日、日曜日のときは翌日)に行われるようになった。

1992年から、式場を千葉ポートアリーナに移している。

2011年は東日本大震災の影響のため、2020年はCOVID-19の感染拡大防止のため、中止となった。

2024年から、学部卒業式と大学院修了式・学位記授与式を3月23日(土曜日のと

きは前日、日曜日のときは翌日)に合同で行うこととした。初年の2024年は、3月22日(金)に千葉ポートアリーナにおいて、基本となる学部と大学院を同じ回にまとめるなどし、式典を2部制として挙行した。

なお、2007年より、学部の前期卒業者を対象とする卒業式を、前期の大学院修了式・学位記授与式と合同で、毎年9月28日(土曜日または日曜日に当たる場合は前金曜日)に、けやき会館にて挙行している。

大学院入学式

第1回入学式は、大学院医学研究科の設置に伴い、1955年9月8日に当時の医学部本館講堂において挙行された。その後、1964年に薬学研究科が設置され、さらに、工学、園芸学、理学の各研究科が設置されるが、大学院入学式は各研究科においてそれぞれ行われた。

1979年から、全学統一による大学院入学式が毎年4月12日(土曜日、日曜日又は月曜日に当たる場合は前金曜日)に行われることになった。当初は薬学部講堂において挙行され、その後、教育学部視聴覚教室、医学部記念講堂、千葉県文化会館等を式場として挙行された。

2011年は東日本大震災の影響のため、中止となった。

2016年からは学部と同日同会場で時間を分けて行うことになったので、毎年、原則として4月5日に千葉ポートアリーナで挙行されている。

2020年はCOVID-19の感染拡大防止のため、中止となった。

なお、2007年より、大学院後期入学者による大学院入学式を毎年10月1日(土曜日又は日曜日に当たる場合は後月曜日)に、けやき会館にて挙行している。2021年は台風接近のため、急遽中止となった。

大学院修了式・学位記授与式

第1回学位記授与式は、1959年3月23日に当時の医学部本館講堂において挙行され、その後、毎年3月に各研究科でそれぞれ行われてきた。

1974年から、挙行日が3月25日(土曜日のときは前日、日曜日又は月曜日に当たる場合は後火曜日)に統一された。

1976年以降は、全学統一による修了式が行われるようになった。初年は事務局 5 階会議室において挙行され、その後、薬学部講堂、教育学部視聴覚教室、医学部記念講堂等を式場とし、2008年から、千葉県文化会館を式場とした。

1991年から、名称が大学院修了式に変更されたが、2008年から、大学院修了式・学位記授与式となり、挙行されている。

2011年は東日本大震災の影響のため、2020年はCOVID-19の感染拡大防止のため、 中止となった。

2024年からは、学部卒業式と合同で行うこととされたため、3月23日(土曜日のときは前日、日曜日のときは翌日)に挙行することになった。初年の2024年は3月22日(金)に千葉ポートアリーナで挙行された。

なお、2007年より、大学院前期修了者および前期中に論文博士を取得した者による大学院修了式・学位記授与式を、毎年9月28日(土曜日または日曜日に当たる場合は前金曜日)に、けやき会館にて挙行している。

また、博士論文の提出による学位(乙号)の授与については、1961年5月10日に 医学博士の学位(乙第1号)が授与され、これまでに3,000名を超える審査合格者に 対して、博士の学位が授与されている。

名誉教授との懇談会

名誉教授を本学に招き、学長、部局長等が出席し、教育研究上の諸問題に関し、本 学のあり方について懇談するものである。

第1回の懇談会は1972年11月17日に行われた。学長から本学の現状および将来計画等が説明され、ついで、各部局長から当該部局の近況報告および将来計画についての説明がなされ、名誉教授からの本学に対する希望・意見が述べられた。

その後、毎年11月に開催されてきたが、1982年からは、春秋の2回開催するようになり、名誉教授および現役教員の講演等も行われている。

なお、1997年からは年1回春の開催となっているが、2020年度から2023年度までCOVID-19の感染拡大防止のため、中止となっている。

永年勤続者表彰式

本学に多年勤務した者に表彰状を授与するものである。当初は勤労感謝の日に合わせて行われていた。第1回は、永年勤続者感謝状贈呈式として、1954年11月23日に学長室において挙行され、35名に感謝状と記念品が贈呈された。

その後、2005年度まで毎年11月に挙行されていたが、2006年度からは、規程改正により退職時に表彰することとなったため、毎年3月に退職時の永年勤続者表彰式として挙行されている。

なお、2019年度から2023年度までCOVID-19の感染拡大防止のため、中止となっている。

退職者懇談会

毎年度末に、定年等の退職者に対し長年の労苦を感謝するものである。

従前は停年退官教官送別会(第1回は1971年3月29日開催)ならびに定年退職者送別会(第1回は1973年4月26日開催)として、別々に開催されていたが、1996年度(1997年3月28日開催)からは、退職時の永年勤続者表彰式後に、停年退官教官ならびに定年退職者が一堂に会し合同による懇談会として開催されるようになった。

法人化後の2004年度からは、退職者懇談会と称して開催されている。

なお、2019年度から2023年度までCOVID-19の感染拡大防止のため、中止となっている。

新年賀詞交歓会・新年の学長挨拶

新年賀詞交歓会は、毎年御用始め(仕事始め)の日に、学長・部局長・評議員をは じめ事務局および各部局の教職員が出席し、学長の年頭挨拶と賀詞交換を行う形で 2004年1月まで開催された。

法人化後の2005年1月より賀詞交歓会としてではなく、新年の学長挨拶として開催されている。

第4項 中期目標・中期計画

2003年10月に国立大学法人法が施行され、国立大学は2004年4月に国立大学法人が設置する体制へと移行した。これにより、各国立大学法人は文部科学大臣が提示した1期6年間の中期目標に対し、これを実現するための中期計画を定めることとなり、各中期目標期間の終了時にその達成度合いにより文部科学省から評価を受けることとなった。千葉大学においても、各中期目標期間において策定した中期計画のもとで教育研究活動を実施してきた。

第1期中期目標期間 (2004~2009年度) では、大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画を162件、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画を23件、財務内容の改善に関する目標を達成するための計画を12件、自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため

の計画を6件、その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画を16件策定した。第1期中期目標期間終了時の評価では、飛び入学制度の拡充及び入試方法の改善、千葉県内の現役高校生を対象とした地域枠AO入試の導入等、各学部の特性に応じた新たな選抜方法の導入や選抜方法の改善が行われていること等が「優れた点」として高い評価を得た。第1期中期目標期間における千葉大学の評価結果は表2-19-1-1のとおりである。

項目	評価結果
I. 教育研究等の質の向上の状況	中期目標の達成状況がおおむね良好である
教育に関する目標	
研究に関する目標	中期目標の達成状況が良好である
その他の目標	中期目標の達成状況が良好である
Ⅱ.業務運営・財務内容等の状況	中期目標の達成状況が良好である
業務運営の改善及び効率化に関する目標	
財務内容の改善に関する目標	中期目標の達成状況が良好である
自己点検・評価及び当該状況に係る情報	中期目標の達成状況が良好である
の提供に関する目標	
その他業務運営に関する重要目標	中期目標の達成状況が良好である

表2-19-1-1 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

第2期中期目標期間 (2010~2015年度) では、大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画を62件、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画を64件、財務内容の改善に関する目標を達成するための計画を64件、自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画を2件、その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画を6件策定した。第2期中期目標期間終了時の評価では、スキップワイズ・プログラム等の取組により、日本学生支援機構の協定等に基づく日本人学生留学状況調査において、学生海外派遣数が全国の国立大学の中で2011年度から4年連続1位となったこと等が「優れた点」として高い評価を得た。一方で、教職員の能力や実績を適切な処遇に結び付ける制度の検証・改善状況等については、「改善すべき点」との評価を得た。第2期中期目標期間における千葉大学の評価結果は表2-19-1-2のとおりである。

表2-19-1-2 第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

項目	評価結果
I. 教育研究等の質の向上の状況 教育に関する目標	中期目標の達成状況がおおむね良好である
研究に関する目標	中期目標の達成状況が良好である
その他の目標	中期目標の達成状況が良好である
II. 業務運営・財務内容等の状況 業務運営の改善及び効率化に関する目標	中期目標の達成状況がおおむね良好である
財務内容の改善に関する目標	中期目標の達成状況が良好である
自己点検・評価及び当該状況に係る情報 の提供に関する目標	中期目標の達成状況が良好である
その他業務運営に関する重要目標	中期目標の達成状況がおおむね良好である

第3期中期目標期間 (2016~2021年度) では、大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画を65件、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画を17件、財務内容の改善に関する目標を達成するための計画を5件、自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画を4件、その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画を10件策定した。第3期中期目標期間における千葉大学の評価結果は表2-19-1-3のとおりである。

表2-19-1-3 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

項目	評価結果
I. 教育研究等の質の向上の状況 教育に関する目標	中期目標を達成している
研究に関する目標	中期目標を上回る成果が得られている
社会との連携や社会貢献及び地域を志向 した教育・研究に関する目標	中期目標を達成している
その他の目標	中期目標を上回る成果が得られている
II. 業務運営・財務内容等の状況 業務運営の改善及び効率化に関する目標	中期目標をおおむね達成している
財務内容の改善に関する目標	中期目標を達成している
自己点検・評価及び当該状況に係る情報 の提供に関する目標	中期目標を上回る成果が得られている
その他業務運営に関する重要目標	中期目標を上回る顕著な成果が得られている

第4期中期目標期間 (2022~2027年度) では、国としての必要な関与と国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた国立大学法人と国との関係における新たな枠組みを構築するため、文部科学大臣から各国立大学法人に中期目標大綱が示された。その上で、各法人はその中から6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、これまで以上に機能の質的向上を目指し、中期計画において自ら高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や目標の達成を検証することができる指標を明記すること等を通じて、自らの進むべき方向性を社会に提示することが求められた。本学では14件の中期目標を選択し、21件の中期計画と38件の評価指標を策定した。

第1期~第4期中期目標期間における中期目標、中期計画、評価結果等は下記サイトに公表している。

https://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/announce/index.html

第5項 自己点検・評価の実施

自己点検・評価とは、大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うことである。1991年の大学審議会答申「大学教育の改善について」において、大学の自己点検・評価システムの導入が勧告されたことを受け、同年の大学設置基準の改正において自己点検・評価の実施が努力義務化され、次いで1999年の改正において自己点検・評価の実施および結果の公表が義務化された。その後、2002年に学校教育法が改正され、自己点検・評価の実施及び結果の公表に係る規定が法律で明示された。

千葉大学では1992年に「千葉大学自己点検・評価に関する要綱」、2004年に「国立大学法人千葉大学自己点検・評価に関する規程」、2008年に「国立大学法人千葉大学点検・評価規程」及び「国立大学法人千葉大学における全学の点検・評価に関する実施要項」をそれぞれ制定し、全学及び部局において、大学機関別認証評価の評価基準や中期計画・年度計画の実施状況に基づく自己点検・評価を行う体制を構築した。また、2009年からは専任教員数や入学定員充足率といった定量的なデータに基づく「大学基本データ分析による自己点検・評価」を開始するなど、点検・評価体制を充

実させていった。なお、中期計画においても、第1期から第4期の全ての中期計画において、自己点検・評価に関する計画を策定している(表2-19-1-4参照)。

しかしながら、これらの点検・評価の実施体制について、2021年度に大学機関別認証評価を受審した際に、評価機関である独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から「改善及び向上の責任者が不明瞭である」等の指摘を受けたため、関係規程等の大幅な見直しを行った。改正後の「国立大学法人千葉大学点検・評価規程」では、点検・評価基準ごとに運営基盤機構大学評価部門が「点検・評価の実施組織」を定め、当該組織の長を「改善・向上活動の責任者」とする旨を明確に規定した。また、新たに作成した「教育の質保証に関する自己点検・評価の手引き」において、大学機関別認証評価の各評価基準に対する「点検・評価の実施組織」を定めた。

表2-19-1-4 自己点検・評価に関する中期計画

中期計画	自己点検・評価に関する計画
第 1 期中期計画 (2004~2009年度)	・各部局等は、本計画中の該当項目について、年度毎に自己点検・評価を行う。 ・本計画における目標値の設定及び達成度評価を適確に行うため、平成16年度(2004年度)中に必要項目に関する調査を実施し、中期計画実施前の状況を正確に把握するとともに、適切な目標値を設定する。 ・学内評価委員会は、大学評価・学位授与機構等の認証評価機関による点検・評価との整合性に配慮した点検項目の整備を行うとともに、教育研究活動評価を推進する。また、大学の活性化、個性化を図るため、大学独自の点検・評価項目を策定する。 ・認証評価機関等の評価結果を受け、全国的及び全学的視点から、目指すべき適切なレベル及び改善措置を検討して実施部局等に勧告するシステムを構築する。
第2期中期計画 (2010~2015年度)	・「千葉大学点検・評価規程」に基づき、全学及び部局等の点検・評価を実施するとともに、評価結果を教育研究の質の向上及び改善の取組に結びつける。また、部局等においては計画的に外部評価を実施する。
第3期中期計画 (2016~2021年度)	・客観的・合理的なデータを活用して、全学及び部局の点検・評価を 実施し、評価結果を教育・研究の質の向上をはじめとした大学運営 の改善の取組に結びつける。
第4期中期計画 (2022~2027年度)	・教育研究活動の内部質保証体制を強化するため、実績値等の客観的 データに基づいた自己点検・評価を着実に実施するとともに、評価 結果の可視化を通じ、IRを基盤とした法人経営を実現する。また、 多様なステークホルダーに対し、教育研究・社会貢献等の成果を積 極的に発信するとともに、双方向型の対話により顕在化した課題の 解決を図ることにより、大学に求められる社会的役割を意識した法 人経営を行う。

第6項 大学機関別認証評価

2002年の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、認証評価機関による評価の導入が提言された。答申では、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要があるとしたうえで、大学の質保証システムについては、設置基準を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応した教育研究活動を展開するとともに、設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することにより、大学の自主性・自律性を踏まえた新たな質の保証システムの構築の必要性を提示した。また、設置認可の在り方については、大学の質の確保のために事前審査を必要不可欠なものに限定しつつ、大学の教育研究活動等の状況を国の認証を受けた機関が自ら定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて公表することで、大学が社会的評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて自ら改善することを促す制度の導入が提唱された。この答申を受けて、2004年に学校教育法が改正され、大学は7年以内ごとに機関別認証評価を受審することが義務付けられた。

千葉大学では2007年度、2014年度、2021年度に機関別認証評価を受審し、いずれも「大学評価基準を満たしている」もしくは「大学評価基準に適合している」との評価を得た。

2007年度の評価結果では、優れた点として、融合科学研究科や医学薬学府といった学際的・総合的な分野の教育と研究を目指す大学院教育組織を設置している点、普遍教育における英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・中国語・朝鮮語・イタリア語・スペイン語を初修外国語科目として配置している点、先進科学プログラム(飛び入学)が設置され、目的に応じた高い実績を上げている点等が挙げられた。一方で、改善を要する点として、大学院の一部の研究科・学府において入学定員超過率が高い点が挙げられた。

2014年度の評価結果では、優れた点として、「千葉大学の教育改革の方針2013」などに見られるように、教育に関する改革の方向や方針・規程が良く整備され、改革改善が進んでいる点、先進科学プログラム(飛び入学)入試において受験者の適性を的確に把握できるよう選抜方法を工夫し、優れた卒業生を輩出するなどの実績を上げ

ている点、文部科学省等の支援対象となった事業について、支援終了後も各取組を継続して実施している点等が挙げられた。一方で、改善を要する点として、大学院課程の一部の研究科において入学定員超過率が高い点、専攻科及び別科において定員充足率が低い点が挙げられた。

2021年度の評価結果では、優れた点として、学生個々の課題設定に応じたテーラーメードの教育を実施するため、教員と協力しながら高度な学修支援・学務指導を行う大学独自のSULA(Super University Learning Administrator)を配置し、SULAを養成するために、「教育・学修支援専門職養成プログラム」による履修証明プログラムを受講するSULAサーティフィケートコースを構築している点が挙げられた。一方で、改善を要する点として、法令等が公表を求める教育研究情報「教員の学位及び業績」を十分には公表しておらず、機関として適切に対応していない点、一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている点、一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている点が挙げられた。

大学機関別認証評価の評価結果等は下記サイトに公表している。 https://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/announce/index.html

第2節 定員と人事

第1項 職員定員の変遷

1998年度までの職員定員の変遷は『千葉大学三十年史』及び『千葉大学五十年史』に詳述されている(掲載箇所等の詳細は本節末尾に示す)とおりであり、ここでは1999年度以降の定員の変遷を示す。